

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉 設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設））【76】

2. 日時：令和2年11月6日 13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム） 名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、他10名

東京電力ホールディングス株式会社： 担当者 16名

日本原子力発電株式会社： 担当者 1名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、これまでに提出のあった資料を用いて、柏崎刈羽原子力発電所の特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請のうち、地震による損傷の防止及び津波による損傷の防止について説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、事実確認等を行うとともに、当該申請内容については、今後も引き続き確認していく旨を伝えた。

なお、事業者から対面でのヒアリング開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配布資料）に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料：なし

以上